

第6期南幌町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）に対するご意見及び町の考え方について

町ホームページ及び町広報2月号等においてパブリック・コメント（町民等からの意見）を募集しました「第6期南幌町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）」に対して、次のとおりご意見をいただきましたので、その内容に対する町の考え方について公表します。

なお、提出された意見及び町の考え方については、町ホームページ及び情報コーナー（役場、あいくる、夕張太ふれあい館）においてもご覧いただけます。

〔意見募集期間〕平成27年2月1日から平成27年2月20日

〔素案の閲覧場所〕町ホームページ、あいくる保健福祉課、情報コーナー（役場、あいくる、夕張太ふれあい館）

〔募集意見の状況〕 ①応募者 1人（郵送提出） ②意見件数 1件

該当箇所	意見等の内容	町の考え方
<p>7頁 第2章 計画の基本的な考え方 2 基本方針 (6) 認知症高齢者支援の推進</p>	<p>第2章「計画の基本的な考え方」の2「基本方針」の(6)「認知症高齢者支援の推進」の項目の文章1行目「適切に対応するため」、3行目「早期からの適切な診断や対応」と記載があります。これらの視点は専門職などからの視点・支援だと思います。1行目～2行目に「できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続ける」とありますが、そのためには、地域包括ケアシステムによる自助・共助の取り組みが必要であると考えます。自助というところ而言えば、オレンジプランの中でも提示されていますが、自分自身で様々なサービスなどを分かりやすく理解し、対応する取り組みが必要であり、そのためには認知症ケアパスが必要だと思います。現在、南幌町でも介護ブック的なものは配布されていますが、ケアパスとは異なります。オレンジプランでも提示されていますので作成をする必要性があるかと思いがいかでしょうか。また作成にあたっては、福祉・</p>	<p>認知症施策は、国を挙げて積極的に取り組む課題として、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年を見据えて、認知症の方の意思や尊厳が守られ、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するために、7つの施策を柱とした「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を国が策定し、年明けに公表を行ったところです。</p> <p>その中で、認知症の容態に応じた適時・適切な医療、介護等の提供では、早期診断・早期対応を軸として、本人の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく提供される仕組み作りが必要ということで、認知症ケアパスの活用を求めています。</p> <p>認知症ケアパスは、認知症の本人やその家族などが、どのようなサービスを受けることができるのか、具体的なイメージを持つことができるよう、疾病の理解をはじめ、認知症の発症予防から常に介護が必要な状況に至るまでの容態の変化に応じ、いつ、どこで、どのようなサービスを利用できるのかを具体的に提示するもので、そのサービス支援体制も医療や介護サービスにとどまらず、地域での支え合いや見守りなど多様なサービスも含めて一体的に取り組む必要があると捉えています。</p>

該当箇所	意見等の内容	町の考え方
	<p>医療も南幌町は一部、江別や長沼などの地域の機関に通っている方もいる可能性もあることから、南幌町のみならず、地域で連携してケアパスを作成しても良いのかもしれませんが。現状で言えば、奈井江町などは補助金を使用して作成済みです。ただ言えることはこのケアパスが望ましいものなのかの判断は異なります。口頭ではなく文章でありますので、言葉が足りない部分も多々あると思いますが、お許し下さい。回答よろしくお願ひ致します。</p>	<p>第6期計画においては、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業や生活支援体制整備事業と併せ、認知症総合支援事業について平成29年度から実施できるよう準備を進めていくこととしており、認知症ケアパスの作成、活用についても、その認知症総合支援事業の一環として、認知症の方や関わるご家族、関係者が利用しやすい内容とすべく計画期間中に調査・検討を行い、平成30年度から本格的に活用していきたいと考えています。</p> <p>このようなことから、第6期南幌町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）に反映させていただきます。</p> <p>①計画（素案）7ページ</p> <p>第2章 計画の基本的な考え方 2基本方針（6）認知症高齢者支援の推進の文中、</p> <p>（旧）また、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく、本人やその家族への初期の支援を包括的・継続的に実施する認知症初期集中支援チームの体制の構築を進めます。</p> <p>（新）また、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく、本人やその家族への初期の支援を包括的・継続的に実施する認知症初期集中支援チームの体制を構築するとともに、<u>認知症ケアパスの作成及び活用方法等については、本計画期間中に検討を行い平成30年度から本格的に活用します。</u></p> <p>②計画（素案）21ページ</p> <p>第2章 計画の基本的な考え方 3目標と施策の取り組み 目標3：安心して暮らす</p> <p>（1）安心して暮らせる生活支援 ～認知症になっても安心～ 認知症総合支援事業の文中、</p>

該当箇所	意見等の内容	町の考え方
		<p>素案作成後の平成27年1月27日、厚生労働省から認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が公表されたことから、</p> <p>（旧）認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）に基づき、認知症の早期診断・早期</p> <p>（新）<u>認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）</u>に基づき、認知症の早期診断・早期</p>